

1. 議事日程（令和6年第1回北広島町議会定例会）

令和6年3月5日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第3号	北広島町犯罪被害者等支援条例
日程第5	議案第4号	北広島町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
日程第6	議案第5号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第7	議案第6号	北広島町行政組織及び機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
日程第8	議案第7号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第9	議案第8号	北広島町手数料条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第9号	北広島町特別会計条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第10号	北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第11号	北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第12号	芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第13号	北広島町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第14号	北広島町下水道事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第16	議案第15号	北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第16号	芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
日程第18	議案第17号	指定管理者の指定について
日程第19	議案第18号	和解及び損害賠償の額を定めることについて
日程第20	議案第19号	財産の無償譲渡について（小原振興センター）
日程第21	議案第20号	財産の取得について（学校給食センター厨房備品）
日程第22	議案第21号	令和5年度北広島町一般会計補正予算（第9号）
日程第23	議案第22号	令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第24	議案第23号	令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第25	議案第24号	令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
日程第26	議案第25号	令和5年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第27	議案第26号	令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第3号）
日程第28	議案第27号	令和5年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第29	議案第28号	令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第30		施政方針
日程第31	議案第29号	令和6年度北広島町一般会計予算
日程第32	議案第30号	令和6年度北広島町国民健康保険特別会計予算
日程第33	議案第31号	令和6年度北広島町介護保険特別会計予算
日程第34	議案第32号	令和6年度北広島町電気事業特別会計予算
日程第35	議案第33号	令和6年度北広島町芸北財産区特別会計予算
日程第36	議案第34号	令和6年度北広島町診療所特別会計予算
日程第37	議案第35号	令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第38	議案第36号	令和6年度北広島町下水道事業会計予算
日程第39	発議第1号	予算審査特別委員会の設置について
日程第40	同意第1号	教育長の任命の同意について
日程第41	同意第2号	北広島町教育委員会委員の任命の同意について
日程第42	同意第3号	監査委員の選任の同意について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	7番 美濃孝二
8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳	10番 服部泰征
11番 宮本裕之	12番 湊俊文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 池田庄策
芸北支所長 村竹明治	大朝支所長補佐 田中大作	豊平支所長 熊谷忠明
危機管理課長 野上正宏	総務課長 川手秀則	財政政策課長 国吉孝治
管財課長 高下雅史	まちづくり推進課長 矢部芳彦	税務課長 植田優香
町民課長 大畑紹子	福祉課長 芥川智成	保健課長 迫井一深
環境生活課長 出廣美穂	農林課長 宮地弥樹	商工観光課長 中川克也
建設課長 竹下秀樹	消防長 笠道宏和	学校教育課長 植田伸二
生涯学習課長補佐 楨本妙子	会計管理者 細居治	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江

議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。議場内においてマスクの着用は自由とすることにしております。本会議における提案説明や質疑、答弁を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、敷本議員、4番、中村議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日3月5日から21日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月21日までの17日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（湊俊文） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は配付しておりますとおりです。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、請願・陳情受付簿のとおりです。次に、地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。結果報告書は配付したとおりです。朗読は省略いたします。以上で、諸般の報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは行政報告をいたします。まず、危機管理課の関係であります。6ページをご覧ください。令和6年能登半島地震の記載がありますけれども、支援のため、本町から記載のとおり、これまで6名の職員の派遣をしておるところであります。それぞれ1週間ずつの派遣となっております。7ページをご覧ください。財政政策課の関係であります。各臨時交付金及び県の補助金の支払い等、記載のとおり執行しているところでございます。13ページをお願いします。まちづくり推進課の関係です。生活交通対策事業として、北広島町地域公共交通Ma a S推進事業を行っておりますが、新しく新システムの運用開始をしたところでもあります。昨年の11月15日から始まりました。利用登録者数ですが、当初は250人でありましたけれども、1月末現在では486人になっているところであります。まだまだ多くの方に利用していただくよう、増やしていきたいと考えております。20ページをお願いします。保健課の関係でございますけれども、元気づくり推進事業、元気リーダーコース、にこやか集会所コース、拠点コース等いろいろありますが、延べの参加人員は合わせて2万人を超えるというような状況となっております。環境生活課の関係です。25ページをお願いします。カーボンニュートラル推進事業でありますけれども、北広島町ゼロカーボンタウン推進加速化事業補助金ということで、2月14日現在であります。申請延べ件数が128件ということで、合計金額でありますけれども、約6668万1000円ということで、明細は記載のとおりでございます。執行率は92.8%という状況です。このものについては来年度も継続して実行したいと考えておりますので、引き続きよろしく願いをいたします。下段のほうには、省エネ機器買替等補助金申請のことを記載しております。464件申請があり、申請金額が約4500万円というような状況でございます。それから一番下段にありますけれども、脱炭素先行地域づくりの検討ということで、ゼロカーボンタウン実現に向けて国が示す地域脱炭素ロードマップに基づいて、全国100か所程度の脱炭素先行地域に選定されることを目指しているところでございます。27ページ、農林課の関係であります。中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払交付金事業等々明細、本年度の実施している状況を書かせていただいております。中山間、多面合わせて約5億1700万円程度の支給をしているところであります。これは2分の1が国、4分の1が県、そして町が4分の1拠出をしておるところであります。本町で約1億2900万円の拠出をしているところでございます。28ページをお願いします。米どころ北広島町の発信プロジェクトということで、第2回全日本お米グランプリin北広島町を昨年12月3日に実施をいたしました。町内産米の受賞結果が金賞3点、銀賞8点ということで、上位30点の中の11点を占めるという、北広島町米どころであるということが実証されたことと思っております。これも引き続き、これからも努力してまいりたいと思っております。29ページ下段をお願いします。森林の新たな価値創造事業として、森林資源活用取組を具現化するためのビジョン策定に取り組んでいるところでございます。30ページ、商工観光課の関係であります。観光振興対策事業として、観光振興まちづくり計画策定委員会を設置して、第3次北広島町観光振興まちづくり計画を策定する取組をしております。併せてプロジェクト会議を設置していろいろ細かい点も検討しているところでございます。32ページをお願いします。北広島町農山村体験推進事業であります。この農山村体験受入れについては、6年度も非常に修学旅行の申込みがあるということでありまして、受入れ家庭を増やしていく必要があります。どうにか受入れ家庭を増やしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。34ページ、建設課の関係であります。令和3年発生の災害復旧事業であります。

けども、町の工事のほうは、ほぼ今年度で終了する予定でございます。県の工事につきましては、来年度工事となる所もありますが、ほぼめどがついたところでございます。以上、私からの報告とさせていただきます。教育委員会関係は教育長から報告をいたします。

○議長（湊俊文） 池田教育長。

○教育長（池田庄策） それでは続きまして、教育行政についての報告を申し上げます。36ページをお開きください。まず、学校教育課でございますが、コミュニティスクールの学校運営協議会の開催を記載のとおり行っております。次に、大朝小学校がかんぽ生命保険主催の第10回全国小学校ラジオ体操コンクールで、全国第3位の銅賞を受賞をしております。次に、安心・安全な学校施設でございますが、学校給食センターにつきましては、記載のとおりプラットフォーム事業、また、学校給食配送車購入事業等順調に進んでおります。次、お開きください。38ページでございますが、生涯学習課の関係でございますが、まず、ふるさと夢プロジェクト事業の町内就職者お祝いの会を1月11日に道の駅舞ロードIC千代田で対象者7名のうち5名の参加をいただきました。次に成人式でございますが、1月7日、対象者202名のうち121名の参加をいただいております。それから芸術文化振興事業でございますが、12月17日に交流センター紫の里におきまして、15団体の参加をいただきまして事業を行っております。教育行政につきましては、以上でございます。

○議長（湊俊文） 以上で、町長及び教育長の行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第3号 北広島町犯罪被害者等支援条例

日程第5 議案第4号 北広島町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第3号、北広島町犯罪被害者等支援条例から、日程第5、議案第4号、北広島町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例までを一括議題とします。以上、2議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第3号から議案第4号につきまして一括して説明します。議案集の5ページをお願いします。議案第3号、北広島町犯罪被害者等支援条例について説明します。本案は、犯罪被害者等基本法に基づき犯罪被害者等を支援するための基本となる事項を定めるため、条例の制定について町議会に提案するものです。議案集の11ページをお願いします。議案第4号、北広島町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について説明します。本案は、下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、公営企業会計に移行することに伴い、条例の制定について町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議案第3号、北広島町犯罪被害者等支援条例について、町民課よりご説明申し上げます。議案集の5ページをご覧ください。この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とするものです。主な支援内容は、1つ目が条例第6条、相談及び情報の提供などです。町は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができる

ように直面する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供を行い、関係機関などとの連絡調整を行うものとします。2つ目が条例第7条、居住の安定です。犯罪などによって住居に居住することが困難となった場合、町営住宅などへの入居における配慮などの支援をするものです。3つ目が条例第10条と第11条、見舞金の支給です。犯罪行為によって、全治1か月以上の傷害を受けた方に対して、傷害見舞金10万円を、死亡した方のご遺族に対して遺族見舞金30万円を支給すること。これらが主な支援内容です。施行日は、令和6年4月1日です。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議案第4号、北広島町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、環境生活課からご説明申し上げます。議案集11ページ、12ページです。令和6年4月1日から下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、公営企業会計に移行することに伴って生じる下水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定めるもので、北広島町職員の給与に関する条例及び北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定を準用するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、2議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 6 議案第 5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例から

日程第 11 議案第 10号 北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第5号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例から、日程第11、議案第10号、北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。以上、6議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第5号から議案第10号につきまして一括して説明します。議案集の13ページをお願いします。議案第5号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明します。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、現関係条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の16ページをお願いします。議案第6号、北広島町行政組織及び機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について説明します。本案は、行政組織及び機構の見直しに伴い、関係条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の22ページをお願いします。議案第7号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告並びに地方自治法の改正に伴い、関係条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の34ページをお願いします。議案第8号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、手数料の見直しに伴い、条例

の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の37ページをお願いします。議案第9号、北広島町特別会計条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町下水道事業特別会計、北広島町農業集落排水事業特別会計の廃止及び芸北歯科診療所の閉鎖に伴い条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の40ページをお願いします。議案第10号、北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町多目的研修集会施設小原振興センターを小原生産森林組合へ無償譲渡することに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議案第5号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、総務課からご説明いたします。議案集13ページをお願いします。本条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部改正について町議会に提案するもので、所要の条項ずれの改正となっております。続きまして、議案第6号、北広島町行政組織及び機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明します。議案集16ページをお願いします。本条例は、こども家庭センター設置に伴い、行政組織及び機構を見直すものが主で、関係条例の一部改正について町議会に提案するものです。第1条の北広島町課設置条例の一部改正においては、第1条において、町民課並びに保健課の名称を見直し、改正後は、町民保健課並びにこども家庭課とすること。第2条において、町民保健課、福祉課、こども家庭課、環境生活課の事務分掌について所要の改正を行っております。次に、第2条、北広島町職員定数条例の一部改正においては、第1条の趣旨において、下水道事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法の全部適用に伴い、下水道企業の名称を新たに掲載し、第2条の職員の定数において、町長の事務部局の職員ほか所要の定数改正を行っております。続いて、第3条、北広島町介護認定審査会設置条例の一部改正においては、第10条において、事務分掌の変更に伴い、認定審査会の庶務は福祉課において処理する。続いて、第4条、北広島町子ども・子育て会議設置条例の一部改正においては、第7条において、同じく事務分掌の変更に伴い、子育て会議の庶務はこども家庭課において処理する。と、それぞれ改正しております。続きまして、議案第7号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明いたします。議案集22ページをお願いします。本条例は、人事院勧告並びに地方自治法の改正に伴い、関係条例の一部改正について町議会に提案するものです。主な改正箇所を説明します。第1条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、第7条の2において、育児休業をしている職員の勤勉手当について支給における会計年度任用職員に該当する部分を削除、第2条、職員の給与に関する条例の一部改正では、第2条において、給与の種類として在宅勤務等手当を追加、第11条において、通勤手当が支給される職員に在宅勤務等手当を支給される職員を追加、第11条の4以下で新規に在宅等勤務手当について記載しています。第3条、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正では、第2条において、会計年度任用職員の給与として勤勉手当を支給することを追加、第12条において、期末手当の支給月数について記載、また、第12条の2以下において、勤勉手当についてを記載、追記しています。さらに、別表において給料表の改正を行っております。続きまして、議案第8号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案集34ページをお願いします。本条例は、手数料の見直しに伴い、条例の一部改正について町議会に提案するものです。

主な改正箇所を説明します。別表第1において、複写関係の手数料で地籍管理システムによる成果の複写に係る手数料並びに複写する記録媒体を磁気テープ等の類から、改正後は、CD-R、DVD-Rへ見直しを行っています。これで、総務課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第9号、北広島町特別会計条例の一部を改正する条例について、財政政策課からご説明申し上げます。議案集37ページをお願いいたします。本条例は、令和6年度から北広島町下水道事業特別会計、北広島町農業集落排水事業特別会計が地方公営企業法の全部適用となり、公営企業会計に移行することに伴う特別会計の廃止及び昨年度芸北歯科診療所を閉鎖したことに伴い、診療所特別会計における設置目的を改正するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 議案第10号、北広島町多目的研修集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例についてまちづくり推進課からご説明いたします。議案集の40ページをお願いいたします。新旧対照表内の別表について、改正前名称小原振興センター、位置、北広島町小原722番地1を改正後削除するものです。本案は、北広島町多目的研修集会施設小原振興センターを小原生産森林組合に無償譲渡することに伴う条例改正でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、6議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第11号 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例から

日程第17 議案第16号 芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

○議長（湊俊文） 日程第12、議案第11号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例から、日程第17、議案第16号、芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例までを一括議題とします。以上、6議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第11号から議案第16号につきまして一括して説明します。議案集の42ページをお願いします。議案第11号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町国民健康保険税の税率等の改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の57ページをお願いします。議案第12号、芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、芸北ホリスティックセンターで行う業務の改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の61ページをお願いします。議案第13号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、介護保険法施行令の改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案す

るものです。議案集 66 ページをお願いします。議案第 14 号、北広島町下水道事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例について説明します。本案は、下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、公営企業会計に移行することに伴い、関係条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の 91 ページをお願いします。議案第 15 号、北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の 99 ページをお願いします。議案第 16 号、芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について説明します。本案は、芸北高齢者生活福祉センターの廃止に伴い、条例の廃止について町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 議案第 11 号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について税務課からご説明いたします。議案集は 42 ページから 56 ページです。議案集と一緒に配付しております A4 の説明資料に基づき、主な内容を説明させていただきます。今回の条例の一部改正は、第 1 条で、令和 5 年度適用分の未就学児に係る均等割保険税の減額分について、第 2 条で、令和 6 年 4 月 1 日施行の税率等を含む全体の改正を行っておりますが、資料に基づき全体の改正について説明をいたします。1 点目は、税率等の改正です。国民健康保険の県単位化に伴い、本町の納付金に必要な額に税率等を改正するもので、国民健康保険税の賦課方式について、令和 6 年度から資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の 3 方式へ移行します。改正内容につきましては、表中に、改正後として太字と太枠で示しておりますとおり、税率等所定の変更を行います。北広島町国民健康保険事業の運営に関する協議会において改正案を諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを申し添えます。2 点目は、課税限度額と軽減判定所得の見直しです。被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び低所得層の保険税負担の軽減を図るための措置でございます。改正内容につきましては、まず、（1）課税限度額の見直しですが、後期高齢者支援金等分について 2 万円引上げ、限度額を 24 万円とするものです。次に（2）軽減判定所得の見直しですが、減額の対象となる所得基準の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を 5 割軽減の対象となる世帯においては、29 万円から 29 万 5000 円に、2 割軽減の対象となる世帯においては、53 万 5000 円から 54 万 5000 円に引き上げるものです。3 点目は、子どもに係る均等割額の軽減です。子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児に係る均等割保険税を軽減するもので、税率等の改正に伴い、未就学児減額分の数値の改正を行っております。軽減額は、表の太字で記載しておりますとおり、所得に応じ、軽減なし、または軽減後の均等割額の 5 割を公費で賄い、減額後、均等割額が実質負担額であることを示しております。その他資産割の廃止に伴う用語、条文の削除などを行っております。以上がこのたびの主な改正内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第 12 号、芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、保健課からご説明申し上げます。議案集の 57 ページをお願いします。今回の改正は、芸北ホリスティックセンターの福祉支援センター部分を指定管理者

による管理する施設として、指定管理者が行う業務の範囲や事業などについて規定するためのものです。改正箇所についてでございます。第7条第1項では、指定管理者による管理を行う施設として、第12条に定める生きがいゾーンと第27条に定める芸北ホリスティックプラザに加え、第14条第1号の福祉支援センターを追加いたします。次の58ページでは、福祉センターにおいて指定管理者が行う業務として、第2項に第3号を追加いたします。第9条第2項では、これまで生きがいゾーンの施設利用料金のみ規定しておりましたが、号立てとして第2号、第3号において、福祉センターにおいて行う事業の利用料金を定めるものです。59ページをお願いします。第15条では、福祉支援センターにおいて行う社会福祉を目的とする事業について定めるものでございます。続きまして、議案第13号、北広島町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案集の61ページをお願いします。今回の改正は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定した第9期介護保険事業計画において、第9期の計画期間であります令和6年度から8年度における保険料率を改定するためのものです。この第9期介護保険事業計画の策定に当たっては策定委員会を設置し、現在の第8期の給付実績等を基に令和6年度から8年度の3か年の介護サービスの在り方や介護給付費の伸び率を見込み、また、これに基づく第1号被保険者の保険料について審議いただき、策定したものでございます。保険料につきましては、第1号被保険者間で所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制するため、現行の9段階から国の標準段階とする13段階に多段階化し、設定しております。改正箇所についてでございます。第2条の保険料率を所得に応じ、国の省令の改正に基づき、それぞれ保険料を改定いたします。次の62ページ、第2条第1項第5号の第5段階が保険料基準額となります。第5段階は、世帯の中に町民税課税者がおられる場合、被保険者本人が町民税非課税で、かつ前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が80万円を超える方となります。年額の保険料は、改正前8万1640円が改正後8万440円となります。また、第10号から第13号では、多段階化した第10段階から第13段階の第1号被保険者の年額保険料を規定しております。第5項から第8項につきましても、第10段階から第13段階の第1号被保険者の保険料率の算定に関する基準を規定しております。第2条第9項、第10項、第11項は、同条第1項第1号から第3号に掲げる第1段階、第2段階、第3段階の被保険者に対する保険料の軽減でございます。以上で、保健課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議案第14号、北広島町下水道事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例について、環境生活課からご説明申し上げます。議案集66ページから90ページをお願いします。令和6年4月1日から下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、公営企業会計に移行することに伴って、関係条例の一部について改正するものでございます。先の12月に開催されました令和5年第4回北広島町議会定例会において可決いただきました北広島町下水道事業の設置等に関する条例において、下水道事業の管理者の権限を行う町長のもと、下水道事業を行うと決めました。そのため関係する条例10本につきまして、改正前に「町長」としていたところを「町長（下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む）」と改めさせていただくものでございます。関係する条例としまして、第1条、北広島町情報公開条例、第2条、北広島町個人情報の保護に関する法律施行条例、第3条、北広島町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関

する条例、第4条、北広島町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例、第5条、北広島町下水道条例、第6条、千代田工業団地下水処理場の設置及び管理に関する条例、第7条、千代田工業団地下水処理場使用料徴収条例、第8条、北広島町公共下水道条例、第9条、北広島町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例、第10条、北広島町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例となりまして、それぞれを一部改正するものでございます。併せて追加修正を行って関係条例の整備を行うものでございます。なお、附則の第1条で、施行期日を令和6年4月1日からといたしますが、改正後の北広島町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例第10条と北広島町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例第10条の規定につきましては、督促手数料が令和6年5月1日から廃止されるのに併せまして、令和6年5月1日から施行することとし、第2条では、この条例の施行日以前に発した督促手数料に関する事項については、なお、従前の例によるものとします。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏） 議案第15号、北広島町消防手数料条例の一部を改正する条例について、消防本部からご説明申し上げます。議案集91ページでございます。改正概要については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令について令和5年12月6日に施行され、施行日については令和6年4月1日となり、本条例の一部改正をしたものでございます。改正の内容につきましては、事務の内容の変化に伴い、現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び物件費等の増加に伴い、現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る手数料の標準額について改正されたものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 議案第16号、芸北高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、福祉課からご説明いたします。議案集99ページをお願いします。今回提案させていただきました廃止条例は、北広島町細見161番地にあります芸北高齢者生活福祉センター仙水園の持つ機能を令和6年4月1日から芸北ホリスティックセンターへ移すことに伴い、本条例を廃止するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、6議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第17号 指定管理者の指定についてから

日程第21 議案第20号 財産の取得について

○議長（湊俊文） 日程第18、議案第17号、指定管理者の指定についてから、日程第21、議案第20号、財産の取得についてまでを一括議題とします。以上、4議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第17号から議案第20号につきまして、一括して説明します。議案集の101ページをお願いします。議案第17号、指定管理者の指定について説明します。

本案は、公の施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせる目的で指定管理者を指定するため町議会の議決を求めるものです。議案集の１０４ページをお願いします。議案第１８号、和解及び損害賠償の額を定めることについて説明します。本案は、和解及び損害賠償の額について地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により町議会の議決を求めるものです。議案集の１０６ページをお願いします。議案第１９号、財産の無償譲渡について説明します。本案は、地域における活動拠点として有効に利活用することを目的とし、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により町議会の議決を求めるものです。議案集の１０８ページをお願いします。議案第２０号、財産の取得について説明します。本案は、北広島町学校給食センター厨房備品として財産を取得することについて、議会の議決を付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議案第１７号、指定管理者の指定について、総務課から説明いたします。議案集１０１ページをお願いいたします。今回提案する公の施設は、小水力発電所親水公園「であい谷」ほか計９施設で、いずれも非公募により選定したもので、公の施設の名称、所在、指定管理者となる団体の名称、代表者、所在については記載のとおりです。指定期間は、小規模老人ホーム豊平静楽荘が令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間で、それ以外の８施設については、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までの５年間で、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 議案第１８号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、まちづくり推進課からご説明いたします。議案集の１０４ページをお願いいたします。１、和解及び損害賠償の相手方の住所、氏名については、記載のとおりでございます。２、事故の概要につきましては、令和６年１月１８日午後２時２０分頃、空き家情報バンク登録物件の現地案内を済ませた町職員が公用車で帰庁するために物件敷地内で方向転換しようと後退したところ、隣接している相手方敷地のブロック塀に接触し、ブロック塀、井戸ポンプ及び樋を破損させたものです。３、和解内容につきましては、本件事故についての過失割合を町１００、相手方ゼロとし、町は下記４の額を賠償する。なお、町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認するものです。４、損害賠償の額につきましては、町が相手方に支払う額６０万２２３４円、上記金額の内訳、ブロック塀、井戸ポンプ及び樋の修繕費でございます。本案は、和解及び損害賠償の額について、地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 議案第１９号、財産の無償譲渡について、まちづくり推進課からご説明いたします。議案集の１０６ページをお願いいたします。１、財産の表示につきましては、所在、広島県山県郡北広島町小原７２番地１。種別、建物。名称、小原振興センター。構造、木造平家。延床面積２００．４０㎡。２、譲渡先につきましては、広島県山県郡北広島町小原７３番地、小原生産森林組合、組合長理事杉本昭信。本案は、地域における活用拠点として有効に利活用することを目的とし、財産を無償で譲渡することについて、地方自治

法第96条第1項第6号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。なお、当該建物の詳細等につきましては、町有財産譲渡調書を別途資料としてお配りしておりますのでご確認ください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 議案第20号、財産の取得について、学校教育課からご説明します。

議案集の108ページをお願いします。1、物件名、北広島町学校給食センター厨房備品。2、納入場所、北広島町古保利459番地1。3、買入価格、3190万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額290万円。4、契約の相手方、広島県広島市西区楠木町三丁目6番9号、日本調理機株式会社中国支店、支店長上野孝宏。5、納入期限、令和6年7月31日。提案理由でございます。今年9月の供用開始を目指し建設中の新しい北広島町学校給食センター建設に伴い、センターにおける厨房用備品の整備について、令和5年12月議会で補正予算の議決をいただいた後、今年2月5日に指名競争入札の通知、2月21日に開札を行い、4社の応札がありました。2月22日に仮契約を締結しております。備品の内訳は、センターで調理に使用する鍋、包丁、まないた、温度計などの調理機器類、各校への配送に必要な食缶類、配送先の各校学校給食で使用する椀、皿、箸など食器類の一式です。配送先は、新庄小学校、大朝小学校、大朝中学校、八重小学校、壬生小学校、八重東小学校、本地小学校、千代田中学校の大朝・千代田地域の小中学校8校です。以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、4議案については、後日、審議採決を行います。暫時休憩を取ります。11時10分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 02分 休 憩

午前 11時 10分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第21号 令和5年度北広島町一般会計補正予算（第9号）から

日程第29 議案第28号 令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算（第3号）

○議長（湊俊文） 再開します。日程第22、議案第21号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第9号から、日程第29、議案第28号、令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号までを一括議題とします。以上、8議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和5年度補正予算の概要につきまして一括して説明します。令和5年度予算書、令和5年度一般会計予算補正第9号をお願いします。議案第21号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第9号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億円を減額し、予算の総額を169億8400万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、町内生活道路等の安全確保を図るための除雪費追加のほか、令和5年度事業の

実績に基づく精算等による補正を行っております。繰越明許費補正は、第2表に事業別に追加12事業、変更1事業を、債務負担行為補正は、第3表に追加9件、また地方債補正は、第4表に目的別に計上しております。次に、国民健康保険特別会計予算補正第3号をお願いします。議案第22号、令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万円を追加し、予算の総額を21億1800万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、令和5年度事業の実績に基づく精算等のほか、財政調整基金積立金の追加による補正を行っております。次に、令和5年度下水道事業特別会計予算補正第4号をお願いします。議案第23号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号です。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、予算の総額を6億7400万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、令和5年度事業の実績に基づく精算等のほか、浄化センター維持管理に係る費用の追加による補正を行っております。繰越明許費補正は、第2表に変更1事業を、地方債補正を第3表に計上しております。次に、令和5年度農業集落排水事業特別会計予算補正第4号をお願いします。議案第24号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、予算の総額を3億5700万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、処理場維持管理委託料の減額のほか、令和5年度事業の実績に基づく精算等による補正を行っております。地方債補正は、第2表に計上しております。次に、令和5年度介護保険特別会計予算補正第3号をお願いします。議案第25号、令和5年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7400万円を減額し、予算の総額を30億6110万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、施設介護サービス給付費の減額のほか、令和5年度事業の実績に基づく精算等による補正を行っております。次に、令和5年度電気事業特別会計予算補正第3号をお願いします。議案第26号、令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ760万円を減額し、予算の総額を6740万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、電気事業における発電機点検委託料の減額のほか、令和5年度事業の実績に基づく精算等による補正を行っております。債務負担行為は、第2表に1件を計上しております。次に、令和5年度芸北財産区特別会計予算補正第1号をお願いします。議案第27号、令和5年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号です。本案は、歳入歳出予算の総額の補正はございませんが、歳入科目において繰越金の増による金額調整を行っております。次に、令和5年度診療所特別会計予算補正第3号をお願いします。議案第28号、令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号です。本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、予算の総額を1億6980万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、医療用機械器具費における機械器具借上料の減額のほか、令和5年度事業の実績に基づく精算等による補正を行っております。以上、各会計の詳細につきましては、各担当からご説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第21号、北広島町一般会計補正予算第9号につきまして、財政政策課からご説明申し上げます。資料の令和5年度3月補正予算の概要及び主要施策をお願いいたします。今回の補正における編成上のポイントとしましては、町道等の除雪による町内生活道路等の安全確保や認定こども園施設型給付費における公定価格改定・加算単価増額への

対応のほか、令和５年度事業の実績に基づく精算等により、一般会計補正額は、２億円の減額補正で、補正後の予算額は、１６９億８４００万円となっております。本表下段には、一般会計、特別会計における当初予算からの補正の状況、累計額などを掲載しております。次ページをご覧ください。今回、補正を行う主な事業について、第２次北広島町長期総合計画改訂版の施策分野に沿って記載をしております。表の右側には、予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧ください。それでは、内容についてご説明いたします。施策分野Ⅰ、活力ある産業の創造と成長では、多面的機能支払交付金８４７万６０００円、森づくり交付金事業における地域資源保全活用事業交付金５０３万円、商工振興対策事業における地域活性化起業人負担金等７４０万１０００円の減額など、施策分野Ⅱ、にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、認定こども園施設型給付費負担金３４５６万１０００円の追加などや、いなか体験サポート事業補助金等５５９万９０００円、小学校教育振興事業における特別支援教育支援員報酬等５１０万円の減額などを、施策分野Ⅲ、安心して元気に暮らせる地域の創出では、乳幼児等医療費支給事業における子ども医療費６３０万円の追加や社会福祉協議会補助金等５８０万４０００円、老人ホーム入所委託料２０００万円、重度障害者医療費７７７万８０００円、生活保護扶助費２４００万円、予防接種委託料等２８７８万７０００円の減額などを、施策分野Ⅳ、生活基盤の強化・強靱化では、町道等除雪委託料等７３６０万円の追加や、情報基盤事業における電柱共架料等１６２７万２０００円、ゼロカーボンタウン推進加速化補助金９４７万５０００円、地方バス路線維持費補助金７４６万８０００円、消防団員報酬等５８４万６０００円の減額などを、施策分野Ⅴ、住民のための行財政運営では、減債基金積立金４０９９万２０００円の追加やふるさと寄附金受領書発送等委託料等２５６５万４０００円、ふるさと基金積立金５０００万円の減額を計上しております。次に、補正予算書第２表、繰越明許費補正をご覧ください。記載しております２款総務費から１３款諸支出金までの１２事業を追加、９款消防費１事業を変更し、地方自治法第２１３条の規定により令和６年度へ繰越しをするものです。次のページをご覧ください。第３表、債務負担行為補正でございます。債務負担行為補正としまして、原西さんさい広場指定管理料はじめ追加９事業を計上しております。次のページをご覧ください。第４表、地方債補正を計上しております。災害復旧事業債、水道事業債の減額はあるものの、一般単独事業における合併特例事業債及び過疎対策事業債の増額により、補正後の借入限度額を総額で２４億９１６２万６０００円とするもので、補正前より５４０万円の増額となります。以上で、財政政策課から一般会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議案第２２号、令和５年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第３号について町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書１ページ、２ページをお願いします。歳出については、今年度の支払見込みや実績により１款の人件費や５款の委託料、次のページの８款の繰出金を減額し、６款の積立金を増額するものです。次に戻っていただいて、歳入の事項別明細書１ページ、２ページをお願いします。３款１項１目保険給付費等交付金の補正については、特別交付金の増額が見込まれることによるものです。５款の繰入金については、職員給与費等と一般会計分を減額し、財政調整基金繰入金で端数調整するものです。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議案第23号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号について環境生活課からご説明申し上げます。補正予算書、歳出事項別明細書1、2ページをお願いします。歳出について、2款1項1目の下水道新設事業の50万円の減額は、下水道築造工事の決算見込みによるものでございます。次に戻っていただきまして、歳入事項別明細書1、2ページをお願いします。1款の分担金及び負担金、2款の使用料については、いずれも実績見込みによるものでございます。また、歳出の下水道築造工事の減額に伴いまして、3款国庫支出金と、次ページ7款の下水道債を減額し、4款繰入金を増額していただくものです。戻っていただきまして、第2表、繰越明許費をお願いします。2款1項下水道施設費についてですが、民間の宅地造成工事の遅延により下水道築造工事の工程に遅れが生じたため令和6年度へ繰り越すもので、1000万円増額し、補正後の繰越額は2650万円をお願いするものです。次ページ、第3表の地方債補正については、下水道事業債の借入限度額変更によるものでございます。続きまして、議案第24号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。まず、歳出予算について、補正予算書歳出事項別明細書1、2ページをお願いします。2款1項1目の農業集落排水新設費の減額は、南方処理区更新工事請負費の決算見込みによるものでございます。2款1項2目の農業集落排水管理費の減額は、維持管理委託料の決算見込みによるものでございます。続いて、歳入でございしますが、1ページ戻っていただきまして、歳入事項別明細書1、2ページをお願いします。3款県支出金、4款繰入金、7款町債につきましては、歳出予算の工事請負費の減額に伴うものでございます。戻っていただきまして、第2表の地方債補正については、下水道事業債の借入限度額変更によるものでございます。以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第25号、令和5年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号について保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項1目一般管理費を159万5000円減額するもので、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修の事業費を精算するものです。2款1項介護サービス等諸費は、給付実績見込みにより1億6300万円を減額します。3ページ、4ページをお願いします。2款3項1目特定入所者介護サービス費を200万円の減額、2款4項1目介護予防サービス給付費を200万円の増額をするもので、いずれも給付実績見込みによるものとなります。4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は850万円減額するもので、訪問介護サービス給付費、通所介護サービス給付費の実績見込みによる減額となります。5ページ、6ページをお願いします。2目の介護予防ケアマネジメント事業費100万円の減額は、介護支援専門員退職により報酬70万円の減額、居宅介護支援事業所に委託しております介護予防プラン作成委託料件数の減により30万円を減額します。4款2項1目一般介護予防事業費は、地域住民グループ支援事業費を実績見込みにより20万円減額します。4款3項包括的支援事業・任意事業費については、2目の権利擁護事業費の報酬を20万円の増額で、その他の目については、財源更正のみとなっております。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。歳入につきましては、いずれも歳出の補正に伴う公費等の負担割合分を計上しております。下段の3款2項3目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、重症化防止等に関する取組を推進するため、取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標の達成



度に対する交付金として273万1000円を、次のページ、4目保険者努力支援交付金は、介護予防健康づくり等を重視する取組を重点的に評価し、支援する交付金として435万8000円を増額計上しております。いずれも自治体の取組に対する財政的インセンティブとなります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第26号、令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算第3号について農林課からご説明申し上げます。電気事業特別会計補正予算事項別明細書の歳出1ページ及び2ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の需用費及び2款1項1目電気事業費の需用費、役務費、委託料精算及び点検項目の変更等に伴いまして、それぞれ補正するものでございます。続いて歳入を説明いたします。前に戻っていただきまして、事項別明細書、歳入の1ページ及び2ページをお願いいたします。1款1項1目使用料の電気使用料につきましては、降雨量増によります発電量の増に伴いまして700万円を増額し、4795万2000円とするものでございます。次に、3款2項1目基金繰入金につきましては、電気事業会計の精算額に伴いまして1482万8000円減額するものでございます。また、5款2項1目雑入につきましては、令和4年度分の消費税確定に伴いまして、消費税還付金を22万8000円増額するものでございます。次に戻っていただきまして、2表の債務負担行為をお願いいたします。指定管理料としまして、小水力発電所親水公園であい谷1事業を計上しています。以上で、農林課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 議案第27号、令和5年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号について管財課からご説明申し上げます。歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。2款1項1目の芸北財産区基金繰入金について、実績に基づき36万7000円減額するものです。3款1項1目の繰越金につきましては、36万7000円を増額し、36万8000円とするもので、前年度からの繰越実績によるものです。以上で、管財課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第28号、令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算第3号について保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項施設管理費については、32万円を増額するもので、職員手当等の人件費の調整のほか、需用費16万円として雄鹿原診療所の電気料を計上しております。2款1項医業費については、165万円を減額するもので、事業費の精算のほか、雄鹿原診療所の不足が見込まれる医療処置に伴う消耗品及び医薬品費などを増額計上しております。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項5目後期高齢者医療診療報酬収入については、29万8000円を減額するもので、これは、年間の外来収入見込みによるものでございます。1款2項1目諸検査等収入については、122万9000円を減額するもので、実績見込みによるものでございます。4款1項他会計繰入金は、1目一般会計繰入金を200万円増額するもので、内訳は、雄鹿原診療所が50万円、八幡診療所が150万円となります。2目国民健康保険特別会計繰入金は、147万3000円減額するもので、内訳は、2ページに記載のとおりですが、国保僻地直営診療所の運営費の事業実績によるものとなります。以上で、保健課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、8議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 施政方針

○議長（湊俊文） 日程第30、令和6年度北広島町予算の提出にあたり、町長より施政方針の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 令和6年度施政方針。令和6年第1回北広島町議会定例会に提案しております令和6年度当初予算並びに諸議案の提出にあたり、町政運営についての私の基本的な考え方と主要施策の概要を申し上げ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。初めに、本年1月1日に発生した能登半島地震は、石川県及びその近隣の県に大きな被害をもたらしました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。改めて、有事の際における自治体の在り方について再認識させられるとともに、復旧に向けて本町が力添えできることがあれば協力してまいりたいと考えております。さて、令和2年の発生から猛威を振るっていた新型コロナウイルス感染症が昨年5月、感染症法上の5類とされ、社会生活が徐々にではありますが、感染症発生前に戻りつつあり、社会には活気が戻ってきたように感じます。一方で、終わりの見えないウクライナ情勢、昨年10月に始まったパレスチナ、イスラエルの武力紛争など、国家間の緊張はますます高まり、全世界に不安の影を落としています。国内におきましても、依然として続く歴史的な円安の影響等による物価高騰など私たちの生活に大きな影響を与えています。私たちは、こうした社会情勢に不安を抱えながら、それでも対応していかなければならない時代に直面しております。令和6年度は、私が町長に就任して3期目の最終年を迎えます。こうした状況下においても、その集大成として引き続き明るく元気なまちづくりを目指し、持続可能なまちづくり、町政運営を進めてまいります。国内情勢でございますが、国によれば、我が国の経済は高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られるなど改善しつつある。一方で、賃上げの上昇が物価上昇に追いついていないことから、個人消費や設備投資に力強さを欠いているため、これを放置すれば再びデフレに戻るリスクもあるとしています。令和6年度の経済見通しにおいては、実質GDP1.3%程度、名目GDP3.0%程度の民需主導の成長が見込まれるとしている中、国の令和6年度予算は、112兆717億円、対前年度比2.0%の減となったものの、令和6年度においても過去5年間と同じく100兆円を超える予算となっております。令和6年度の地方財政対策では、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て政策の評価など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について令和5年度を上回る額を確保することとしています。地方財政計画に掲げられている主な項目は、子ども・子育て政策に係る地方単独事業の推進等、物価高への対応、地域脱炭素の一層の推進、地域の経済循環の促進、地方への人の流れの創出・拡大などの地方財政措置が確保されているところであります。広島県における令和6年度施策及び事業の基本的な考え方は、新型コロナウイルス感染症による人々の価値観や暮らし方、働き方などの不可逆的な変化とG7サミットで高まっ

た広島存在感をチャンスと捉え、ビジョンに掲げるそれぞれの取組を加速させるとしております。広島県の一般会計の予算額は、1兆957億円を計上し、令和5年度比2.6%の減となっておりますが、6年連続で1兆円を超える予算額となっております。続いて、令和6年度における町政運営に対する基本姿勢を申し上げます。初めに、DXの推進です。新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、世界的に一気にデジタル化の推進に拍車がかかり、今後さらにそのスピードは早まることが予想されます。本町においてもFTTH化事業が終了し、令和4年に策定した北広島町DX加速化戦略により、町民の皆様の利便性や生活の向上、山積する行政課題をDXの力により解決できるよう取り組んでまいります。主には、行政サービスのオンライン化、スマート農業、スマート林業、医療、福祉、健康、生活交通などの各分野における取組を計画的に進めてまいります。次に、農業分野の取組です。担い手不足、高齢化が進む農業分野において、農地の荒廃を防ぐためにスマート農業が実現できる環境づくりが必要であると考えております。そのためには、区画の大規模化や草刈りの機械化、水管理の自動化などの再は場整備、農地管理のデジタル化導入による省力化の実施や災害等に備えて流域治水事業における田んぼダム機能を包含した農地整備など、将来にわたり持続可能な農業ができる環境の整備を進めてまいります。次に、ゼロカーボントウン実現に向けた取組です。本町は、令和4年8月、ゼロカーボントウン宣言をいたしました。その後、北広島町ゼロカーボントウン推進計画を策定。令和5年度においては、重点対策加速化事業を進めているところであり、再生可能エネルギーの導入や住宅等の省エネ化などに向けた補助金の創設、そして現在、設立に向けて取り組んでおります地域エネルギー会社など徐々にではありますが、事業の拡大に向けて進んでいるところでございます。令和6年度においては、現在、取り組んでおります脱炭素先行地域の指定を目指すとともに、これまでの取組をさらに加速させてまいります。次に、協働のまちづくりです。ひとつづくり、地域づくりの場として「きたひろ学び塾〜With」を開講し、これからの本町の担い手の育成を現在進めているところであります。令和6年度は、本事業開始から6年目となります。これまでの実績や反省を生かして引き続き事業を進めてまいります。新たな分野の検討も含め、これまでどおりまちづくりセンター、地域づくりセンターを中心に協働のまちづくりを実現してまいります。次に、スポーツを核とする地域の活性化です。町全体においてスポーツの輪が広がり、町民の皆様がスポーツを通じて幸福感、満足感を実感できるまちづくりを目指して、これまで実施してきたスポーツフェスタやチャレンジデーは継続して実施いたします。なお、チャレンジデーについては、令和6年度から町単独で実施する予定であります。次に、災害に強いまちづくりです。江の川上流域が令和4年度に特定都市河川に指定されたことを受けて、災害に強いまちづくりに向け、国、県と連携して河川の流域全体で防災に対応していく流域治水に向けた取組を実施してまいります。流域水害対策計画を策定し、令和6年度から取組を進めていきたいと考えております。最後に、まちづくり会社はなえーるについて申し上げます。令和6年度で設立3年目を迎えるまちづくり会社はなえーるは、ふるさと納税を中心に地域資源を生かした地域内の経済循環の仕組みの確立を目指しており、特に返礼品の商品開発に力を入れています。引き続きこうした取組を進めてまいります。続いて、本町の財政状況について申し上げます。本町は、第4次北広島町行政改革大綱に基づき、財政健全化に向けた取組を継続して実施しているところでございます。取組の結果、数値的に改善が見られるものもありますが、突発的な災害への対応や施設の老朽化による整備、維持修繕、社会情勢の変化による新たな行政ニーズなどへの対応、さらに現在直面している物価高、エネ

ルギー価格高騰などへの備え、対応が必要であり、こうした状況を踏まえると、今後も厳しい財政状況が続くことが想定されます。令和6年度当初予算は、こうした財政状況を踏まえながらも、第2次北広島町長期総合計画改訂版及び第2期北広島町総合戦略を着実に進めていくための事業を中心に事業の選択と集中、限られた予算、財源の中で安定した住民サービスを行い、持続可能なまちづくりを進めていくことを念頭に予算を編成しています。厳しい財政状況が続きますが、次年度以降もこうした考え方、さらには第4次北広島町行政改革大綱に基づいた財政健全化に向けた取組を実施し、持続可能なまちづくりを行うための財政運営を進めてまいります。続いて、主要施策の概要について、第2次北広島町長期総合計画改訂版に定める5つの施策分野に沿って説明を申し上げます。施策の1つ目は、活力ある産業の創造と成長です。農業・畜産の振興では、農用地の保全に向けた取組として、中山間地域等直接支払制度、多面的機能直接支払事業を、また担い手の育成確保に向けた取組として新規就農総合対策事業、担い手育成総合支援事業を引き続き実施してまいります。さらに、肥料・飼料の価格高騰を受け、耕畜連携等を進めてまいります。農業を支える基盤づくりとして、水田農業推進事業においては、ミニトマトの産地化を進めるための産地パワーアップ事業の実施、県内有数の米どころである本町の強みを生かした全日本お米グランプリ in 北広島町の開催など、お米をキーワードとして、まちづくり及び北広島町米のブランディング等の取組を進めてまいります。さらに有害鳥獣事業において、農林業被害防止のための捕獲促進及び侵入防止対策支援等を実施してまいります。林業の振興では、森林環境譲与税及びひろしまの森づくり交付金を活用し、林道・作業道整備、木材生産・公有林整備、公共施設の木質化などを実施することで、森林資源の適切な管理や脱炭素社会に資する取組、そして暮らしの中に森を身近に感じてもらうための事業などを進めてまいります。また、スマート林業の実施についても、その実現可能性について研究してまいります。商工業の振興では、商工業を支える基盤の強化及び経営力強化に向けた支援を行い、引き続き商工会と連携して、本町の商工業振興の推進に努めてまいります。また、地域活性化起業人を活用し、町内事業者の脱炭素推進の取組に対する支援を実施してまいります。起業支援と担い手育成では、起業意欲のある方への支援として、北広島町ビジネス創造支援補助金及び事業承継支援補助金を引き続き実施し、北広島町産業フェアについても開催に向けて取り組んでまいります。施策の2つ目は、にぎわいと活気に満ちたまちづくりです。暮らしの基盤となる住環境の充実では、暮らしアドバイザーと集落支援員の両面からの相談体制と、情報発信を充実させた定住への取組を継続してまいります。また、生活環境の整備・充実においては、本町における火葬場の今後の方向性について一定の方針を定め、必要な修繕等を実施してまいります。さらに町営住宅の適切な管理として老朽化施設の解体及び長寿命化のための改修工事を実施いたします。子どもの健やかな成長を支える環境づくりでは、新たに設置予定のきたひろこども家庭センターを中心に、子育て世帯への切れ目のない支援を実施いたします。また、安定した保育環境の確保、保育サービスの充実を図るため、町立保育所の運営及び私立保育施設への支援を引き続き実施いたします。さらに、令和6年度には子育て世帯への様々な施策を計画的に実施するため、第3期子ども・子育て支援計画を策定いたします。すべての人への充実した教育・学びの提供では、GIGAスクールにより整備した児童生徒1人1台端末を活用し、引き続き情報化時代に対応できる子どもの育成に取り組んでまいります。さらに地域を担う人材の育成に向けて、ふるさと夢プロジェクトを継続してまいります。また、令和7年度からの大朝地域の小学校統合に向けて大朝小学校改修事業を実施いたします。そして安全

安心な学校給食の実現に向け、令和5年度からの繰越事業として実施しております北広島町学校給食センター整備事業が完了し、令和6年9月から大朝・千代田地域の小中学校に供用を開始します。歴史・文化・伝統の継承と発信では、引き続き本町が有する花田植や神楽などの民俗芸能、自然や歴史・文化遺産などの保全と伝承を図ってまいります。移住・定住を促すPRと受入れ体制の強化では、これまで実施してきたUターン奨励金や空き家情報バンク登録物件家財等処分・増改築事業補助金、そして空き家の買い主の方への増改築補助金制度である空き家活用定住促進事業補助金を継続して実施し、定住対策に取り組んでまいります。交流を生むまちの魅力づくりと観光振興では、神楽振興事業として道の駅の定期公演、神楽関西公演を引き続き実施し、伝統芸能による本町の魅力発信を実施してまいります。さらに農山村体験推進事業、観光プロモーション事業などを実施することで、修学旅行生等の受入れや交流人口の拡大による地域の活性化を図ってまいります。スポーツを通じたまちづくりの推進では、スポーツフェスタやチャレンジデーなどのスポーツイベントを開催し、町民の皆さんが気軽に参加できるような環境づくりに取り組むことで、引き続きスポーツを通じて幸福感・満足感を実感できるまちづくりを進めてまいります。また、スポーツを通じて地域活性化活動を行うトップアスリートに対する支援であるトップアスリート支援交付金についても継続して実施してまいります。施策の3つ目は、安心して元気に暮らせる地域の創出です。地域福祉の増進では、民生委員・児童委員の皆様や関係機関と連携を図りながら、地域福祉に係る様々な活動を通して、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。健康づくり・元気づくりの推進では、元気づくり推進事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を継続して実施してまいります。また、今年度から健康診査事業において、がん患者の治療と社会参加等の両立を支援するため、がん治療によって生じる外見の変化に対するケア、すなわちアピアランスケアのための事業を実施し、患者の療養生活の質の向上を図ってまいります。さらに、乳幼児等医療給付費支援支給事業、不妊治療助成事業、予防接種・小児予防接種などの事業を継続して実施し、町民の皆さんが健康で安心して生活を送れるよう取り組んでまいります。高齢者福祉の推進では、シルバー人材センター、老人クラブなどによる高齢者の方の社会参加の促進や安心して生活できる環境を総合的に支援してまいります。障がい者福祉の推進では、社会参加を支援する各種事業を展開し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちの実現に取り組んでまいります。人権の尊重・共生社会の実現では、犯罪被害者等支援事業として、令和6年度から犯罪被害に遭われた方へ見舞金を給付する事業を実施いたします。また本町では、令和6年度からパートナーシップ宣誓制度を導入いたします。令和5年度に制定した北広島町人権教育啓発推進プラン（第2次）の実施と合わせて、人種、性別、障がいの有無などに関係なく、全ての人が尊重され、誰もが多様性を認める社会、男女が共に社会の中で活躍できるまちを目指して取り組んでまいります。施策の4つ目は、生活基盤の強化・強靱化です。地域の拠点づくりネットワークの形成では、基幹集会所等の持続可能な管理運営形態の構築に向けて取り組んでまいります。令和6年度は、譲渡が予定されている基幹集会所の新築、解体費用に対する補助を実施いたします。また、都市計画等策定事業において、令和6年度に計画期間が終了する北広島町都市計画マスタープランの改訂にあわせて、立地適正化計画の策定に向け、取り組んでまいります。交通環境の整備と移動に係る利便性の確保では、生活交通運行費等補助事業などの実施により、引き続き町民の皆様の移動手段の確保に努めてまいります。地域公共交通のDX化推進のため、地域公共交通Ma a S推進事業の継続により、公共交通の効率化による持続

可能な運行サービスについて引き続き研究してまいります。なお、令和6年度から道路維持修繕事業においてカメラ搭載車両による画像をAI解析し、舗装等の損傷箇所のリストを作成する路面性状調査事業を実施し、計画的な舗装修繕に取り組んでまいります。道路橋りょうなどの安全で快適な整備や適切な維持管理に引き続き努めてまいります。情報通信技術の基盤整備と利活用の推進では、これまで取り組んできたF T T H化事業が今年度で終了したことにより、町内全域の光回線への移行が完了いたしました。令和6年度は、伝送路同軸設備の撤去に取り組む予定であります。公共W i - F i環境を整備することにより、災害時の迅速な情報伝達のもとより、平時における町民の皆様への情報発信や利便性向上にも努めてまいります。また、高度化・多様化する住民ニーズに対応していくため、国が推進するガバメントクラウドへの円滑な移行、そして北広島町DX加速化戦略に基づき、着実に事業を展開してまいります。生物多様性の保全と持続可能な循環型社会の形成では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、ゼロカーボンタウン推進事業に取り組んでまいります。引き続き、町民の皆様や事業者の皆様と一緒に脱炭素に向けた事業を展開していけるよう取り組んでまいります。水を大切にする暮らしの維持では、水道事業を令和5年度から広島県水道広域連合企業団による運営へと移管しました。さらに令和6年度から下水道事業、農業集落排水事業は、公営企業法適用の事業となります。今後はより採算性の求められる事業として運営していかなければなりません。引き続き将来にわたって持続可能な事業の構築を目指してまいります。災害や緊急時に強い地域社会の実現では、県が事業主体ではございますが、現在の総合行政通信網の再編に着手いたします。今回の整備により通信手段の二重化・冗長化を行い、より災害に強いものとなる予定です。また、災害時の際に適切な避難行動を促すため、要支援者の個別避難計画の策定や防災ハザードマップの更新を行います。町民の皆様の安全・安心に向けて引き続き取り組んでまいります。消防・救急体制として令和5年度から実施しております消防庁舎の建設について、令和6年度においても継続して実施してまいります。安全な暮らしの確保では、道路環境の安全・安心や犯罪・消費者被害等から身を守るための防犯対策、消費生活相談等による消費者保護対策を実施してまいります。また、冬季積雪時の町内生活道路等の安全確保のため町道等の除雪を適時適切なタイミングで実施してまいります。施策の5つ目は、住民のための行財政運営であります。町民と行政による協働のまちづくりでは、まちづくり懇談会やまちづくり総合委員会等を通じて広聴を進め、行政情報の共有を図ってまいります。また、6年目を迎えるきたひろ学び塾～W i t hについても、これまでの実績や反省を生かしながら事業を継続し、人材育成に努めてまいります。さらに、ふるさと寄附金事業につきましても、本町を知ってもらい、興味を持ってもらい、応援してもらえるように様々な形で魅力発信をしていきながら寄附をしていただけるよう取り組んでまいります。そして本町は、令和6年度で合併20周年を迎えます。現在、記念事業の実施について検討中でございます。詳細が決定し次第、町民の皆様にお知らせしてまいりますので、よろしくお願いをいたします。健全な行財政改革では、効率的な行政運営の推進について、令和6年度からの2年間で、法で定められている基幹系システムの標準化、さらにはガバメントクラウドへの移行についても実施してまいります。また、北広島町DX加速化戦略に基づき、引き続き行政サービスや町民の皆様の生活全般において積極的にDX化に取り組んでまいります。さらに、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく公共施設の統廃合などについても関係者及び関係機関と調整しながら着実に進めてまいります。そして民間の技術やノウハウなどを積極的に受け入れるなど、事業実施について

ても公民連携を進めてまいります。効率的な行政運営の推進について、第4次北広島町行政改革大綱に基づき、引き続き健全な行財政運営に取り組んでまいります。町全体での共有を図ることで財政健全化に向けた取組を継続し、持続可能なまちづくりにつなげていきます。以上、令和6年度の町政運営に対する基本的な考え方と主要施策について概要を説明申し上げます。当初予算の一般会計総額は155億4000万円であり、令和5年度当初予算と比較すると2億2000万円の増額、率にして1.4%の増となりました。新型コロナウイルス感染症も感染症法上の5類となり、日常生活の様々な規制が緩和されていく中で、徐々にではございますが、社会全体に活気が出てまいりました。そうした状況の中、G7広島サミットが開催され、広島県全体として広島を十分に世界にアピールすることができ、また本町もその場において食や伝統文化、伝統芸能、その他様々な面において魅力をPRすることができたのではないかと考えています。新型コロナウイルス感染症拡大を契機に国全体としてデジタル化が大きく加速しました。国においてもデジタル庁を創設し、デジタル田園都市国家構想をはじめとした様々な取組を実施している中、今後そのスピードはさらに早まり、国全体としてデジタル化に拍車がかかることが想定されます。次世代のために、また持続可能な未来をつくっていくために、本町においてもこうした時代の変革に対応しつつ、持続可能なまちづくりの実現に向けて、引き続き、住んでみたい、住んでよかった、住み続けたいと思われる魅力あるまち、未来につながるまちを見据え、皆様と実践してまいります。町民の皆様におかれましては、円滑な町政運営へのご理解とご協力をお願いいたします。本定例会にご提案申し上げます予算案をはじめ各種案件につきまして十分にご審議をいただき、議決をいただきますようお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

○議長（湊俊文） これをもって町長の施政方針を終わります。ここで暫時休憩を取ります。13時15分までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 15分 休 憩

午後 1時 15分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第29号 令和6年度北広島町一般会計予算から

日程第38 議案第36号 令和6年度北広島町下水道事業会計予算

○議長（湊俊文） 再開します。日程第31、議案第29号、令和6年度北広島町一般会計予算から、日程第38、議案第36号、令和6年度北広島町下水道事業会計予算までを一括議題とします。以上、令和6年度予算関係8議案の提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和6年度予算の概要につきまして一括して説明します。令和6年度予算書、令和6年度一般会計予算をお願いします。議案第29号、令和6年度北広島町一般会計予算です。本案は、一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ155億4000万円とす

るものです。繰越明許費は、第2表において1事業を、地方債は、第3表において借入限度額を19億1689万9000円と定め、また一時借入金については、借入れの最高額を20億円と定めるものです。次に、令和6年度国民健康保険特別会計予算をお願いします。議案第30号、令和6年度北広島町国民健康保険特別会計予算です。本案は、北広島町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2400万円とするものです。また、一時借入金については、借入れの最高額を2億円と定めるものです。次に、令和6年度介護保険特別会計予算をお願いします。議案第31号、令和6年度北広島町介護保険特別会計予算です。本案は、北広島町介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5900万円とするものです。また、一時借入金については、借入れの最高額を1億円と定めるものです。次に、令和6年度電気事業特別会計予算をお願いします。議案第32号、令和6年度北広島町電気事業特別会計予算です。本案は、北広島町電気事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ5400万円とするものです。また、一時借入金については、借入れの最高額を1000万円と定めるものです。次に、令和6年度芸北財産区特別会計予算をお願いします。議案第33号、令和6年度北広島町芸北財産区特別会計予算です。本案は、北広島町芸北財産区特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ50万円とするものです。また、一時借入金については、借入れの最高額を30万円と定めるものです。次に、令和6年度診療所特別会計予算をお願いします。議案第34号、令和6年度北広島町診療所特別会計予算です。本案は、北広島町診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6600万円とするものです。地方債は、第2表において借入限度額を190万円と定め、一時借入金については、借入れの最高額を3000万円と定めるものです。次に、令和6年度後期高齢者医療特別会計予算をお願いします。議案第35号、令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計予算です。本案は、北広島町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6100万円とするものです。また、一時借入金については、借入れの最高額を2000万円と定めるものです。次に、令和6年度北広島町下水道事業会計予算書をお願いします。議案第36号、令和6年度北広島町下水道事業会計予算です。本案は、第3条の収益的収入の予定額を10億1382万3000円、収益的支出の予定額を10億2412万3000円とし、第4条の資本的収入の予定額を2億8122万5000円、資本的支出の予定額を5億9800万円とするものです。第4条の2において、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、令和6年度の債権及び債務として整理する未収金及び未払金を定め、第5条において、企業債の限度額を6930万円とし、第6条において一時借入金の借入限度額を5億円と定め、第7条において、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる経費を、第8条において、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第9条において他会計からの補助金の金額を定めるものです。以上、予算議案8件につきまして、ご審議の上、議決をいただきますよう、よろしくお願いします。

○議長（湊俊文） これをもって、令和6年度北広島町予算関係8議案の提案理由の説明を終わります。以上、8議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 発議第1号 予算審査特別委員会の設置について



- 議長（湊俊文） 日程第３９、発議第１号、予算審査特別委員会の設置についてを議題とします。ただいま提案のありました議案第２９号から議案第３６号までの令和６年度北広島町予算関係８議案については、先の議会運営委員会において協議が行われ、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託するよう決定されました。したがって、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、令和６年度北広島町予算関係８議案については、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。なお、予算審査特別委員会の委員長に、５番、佐々木議員、副委員長に１０番、服部議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会委員長に５番、佐々木議員、副委員長に１０番、服部議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第４０ 同意第１号 教育長の任命の同意について

- 議長（湊俊文） 日程第４０、同意第１号、教育長の任命の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集の１１０ページをお願いします。同意第１号、教育長の任命の同意について説明します。任期満了に伴い、次の方を教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、町議会の同意を求めるものです。住所、氏名を申し上げます。広島市東区矢賀新町四丁目６番４号、増田隆さんです。同意についてよろしくお願いします。
- 議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本件については後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第４１ 同意第２号 北広島町教育委員会委員の任命の同意について

- 議長（湊俊文） 日程第４１、同意第２号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集の１１２ページをお願いします。同意第２号、北広島町教育委員会委員の任命の同意について説明します。任期満了に伴い、次の方を北広島町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、町議会の同意を求めるものです。住所、氏名を申し上げます。広島県山県郡安芸太田町大字猪山８３０番地３、佐々木昭典さんです。同意についてよろしくお願いいたします。
- 議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。

す。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意についてを採決します。本件については、佐々木昭典さんを北広島町教育委員会委員に任命することに同意することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、同意第2号、北広島町教育委員会委員の任命の同意については、佐々木昭典さんを任命することに同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第42 同意第3号 監査委員の選任の同意について

○議長（湊俊文） 日程第42、同意第3号、監査委員の選任の同意についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集の114ページをお願いします。同意第3号、監査委員の選任の同意について説明します。任期満了に伴い、次の方を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により町議会の同意を求めるものです。住所、氏名を申し上げます。広島県山県郡北広島町春木1569番地1、山根千昭さんです。同意についてよろしくお願いします。

○議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。本件については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、質疑・討論は省略し、これより採決します。お諮りします。監査委員の選任の同意については、山根千昭さんを選任することに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号、監査委員の選任の同意については、山根千昭さんを選任することに同意することに決定しました。以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。次の本会議は、3月12日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 30分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~